

看護・介護・保育の仕事(抜粋)

医療系の仕事

(1)看護(保健師、(准)看護師)

病院、診療所をはじめ、最近では、老人ホームなどの老人福祉施設や在宅介護の需要が増えて、人材の供給が不足しがちです。(他に、保育所などの児童福祉施設、障がい者福祉施設など)福祉施設では、医師が常駐していないことが多く、看護師が中心となって、入所者の日常の健康管理を行います。
企業の健康管理室、学校の保健室などの仕事もあります。

(2)療法士(理学療法士、作業療法士、言語療法士、視能訓練士)

病気やけが、老化などで身体機能に障がいを持つ人に、運動や物理療法、作業療法を通じて、機能回復と維持を行うリハビリテーションのプロフェッショナルです。主な活躍の場は、病院や老人保健施設、障害者施設など。

高齢者、障がい者を支援する仕事

(3)訪問介護職員(ホームヘルパー・介護職員初任者研修修了者)

地域包括センター(在宅介護支援センター)や、いわゆるシルバー産業(訪問介護事業所)に籍を置き、高齢者、障がい者の自宅を訪問し、家事援助、身体介護を通じて生活の質を高めます。
採用にあたっては、ホームヘルパー2級以上を求められます。パートタイムの求人が非常に多いのが特徴です。

(4)施設介護職員(介護福祉士・ヘルパー2級・介護職員初任者研修修了者)

ケアワーカー、介護職員などの名称で募集することもあります。主な職場は、老人ホームなどの老人福祉施設・身体障がい者更生援護施設・知的障がい者の援護施設です。生活全般をサポートします。通所型の施設は日勤ですが、入所型の施設は交代制をとり、24時間・365日のサービスを提供します。
採用にあたっては、ホームヘルパー2級以上が求められるケースがほとんどです。最近では契約、嘱託が増えていて、正職員には、介護福祉士などの国家資格や実務経験が求められることが多くなりました。

(5)生活相談員、指導員(ソーシャルワーカー、ケースワーカー)

施設などでは利用者の生活指導と社会生活に関する相談援助を、病院では入院から退院までのさまざまな問題の解決を支援します。また、施設では現場のまとめ役を兼ねることもあります。
採用にあたって、社会福祉士や精神保健福祉士、現場での実務経験のある介護福祉士等の有資格者がも求められるケースが増えています。

(6)ケアマネジャー(介護支援専門員)

介護保険法に基づく介護サービス計画(ケアプラン)の作成、介護サービス利用者と市区町村・介護保険事業者・介護施設等との連絡調整、介護保険認定調査などが主な仕事です。
国家資格ではありませんが、介護保険の要になる職業です。年1回行われる試験の合格率は東京で15%~16%と狭き門になっています。

(7)看護助手

病院・診療所で、看護師の補助や患者の身の回りの世話をします。
採用にあたって、とくに資格は求められませんが、ホームヘルパー2級・初任者研修修了が求められるようになってきました。介護福祉士を目指す場合、看護助手の仕事の内容によっては、実務経験の期間に算定されない場合があるので、確認が必要です。

保育・児童関係の仕事

(8)保育士、児童指導員

保育所や養護施設などの児童福祉施設での保育と援助を行います。主な職場は、国の認可保育園、都の認証保育園、保育室のほか、無認可の託児室などもあります。認可、無認可等の主な違いは、国や都が定めた設置基準を満たしているか否かです。
採用にあたって、保育士の資格が求められます。最近では、保育助手、保育補助などパートの求人でも、保育士の資格が求められる傾向にあります。

以上は、代表的な仕事の概要です。他の職種について等は、窓口でお尋ね下さい。

福祉の職場一覧表

福祉分野名	職場の分類	事業内容
高年齢者福祉分野	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	寝たきりや認知症などにより常に介護を必要とし、自宅で生活することが困難な65歳以上の高齢者が入所する施設です。食事・入浴・排せつ等の介護や機能訓練、相談援助、その他日常生活上の世話等を行います。
	養護老人ホーム	環境上の理由および経済的理由により、自宅で生活することが困難な65歳以上の高齢者が入所する施設です。日常生活に必要な援助を行います。
	軽費老人ホーム	家庭環境、住宅事情等の理由により、自宅で生活することが困難な高齢者が無料または低額な料金で利用できる入所施設です。食事や入浴などのサービスを提供します。
	介護老人保健施設	病状が安定期にある高齢者が入所する施設です。医学的管理の下、介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行い、在宅生活への復帰を目指します。
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症の高齢者が共同生活する住居(民家・アパート等)において、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活上の訓練等を行います。
	短期入所生活介護(ショートステイ)	在宅で介護を受けることが一時的に困難になった高齢者に短期間入所してもらい、食事・入浴・排せつ等の介護、その他日常生活に必要なサービスを提供します。
	通所介護(デイサービス・デイケア)	在宅で介護を受ける高齢者に日帰りの通所サービスで通ってもらい、食事や入浴等のサービスを提供するほか、機能訓練などを行います。
	訪問介護(ホームヘルプサービス)	訪問介護員(ヘルパー)が在宅で介護を受ける高齢者の自宅を訪問し、食事・入浴・排せつ等の身体介護や、調理・洗濯・掃除等の生活援助を行います。
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護・医療・福祉・健康など様々な面から支援を行う総合機関です。総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント(高齢者のニーズや状態の変化に応じたケアマネジメント)、介護予防ケアマネジメントの4つの業務を行います。
	訪問看護	看護師等が在宅で介護を受ける高齢者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。
	居宅介護支援	在宅で介護を受ける高齢者に対し、ケアプランを作成し、実際にサービスを提供する事業者との連絡調整を行います。

福祉分野名	職場の分類	事業内容
障害者福祉分野	障害者支援施設	障害者に対し施設入所支援(食事・入浴・排せつ等の介護、生活に関する相談・助言・その他必要な日常生活上の支援)と施設入所支援以外の施設障害者福祉サービス(日中活動等)を行う施設です。
	共同生活介護(ケアホーム)	生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用し、地域において日常生活を営むのに介護や支援を必要とする障害者を対象に、主として夜間の生活の場を提供する施設です。食事・入浴・排せつ等の介護や調理・洗濯・掃除等の家事、その他日常生活上の支援を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	介護の必要はなく、就労または就労継続支援等の日中活動を利用している障害者を対象に、主として夜間の生活の場を提供する施設です。食事の提供やその他日常生活上の支援を行います。
	就労継続支援施設	就労を希望する障害者に対し就労の機会および生産活動の機会を提供する施設です。そうした活動を通じ、就労に必要な知識や能力の向上を目指します。
	児童デイサービス	個別あるいは集団で療育を行う必要がある障害児を対象としたサービスです。知的障害児施設や肢体不自由児施設等で、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
	居宅介護	障害児・者を対象に、在宅において食事・入浴・排せつ等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、その他日常生活上の支援を行います。

児童福祉分野	児童養護施設	保護者の病気や死亡、離婚、虐待などの事情により家庭で生活することが困難な児童を入所させ、養護する施設です。日常生活から、学習、進学あるいは金銭的な問題まで指導や相談を行い、児童の自立を支援します。
	乳児院	保護者の病気や死亡、離婚、虐待などの事情により家庭での養育が困難な乳児を入院させ、養育する施設です。乳児の健全な発育のため授乳・食事・おむつ交換等の養育のほか、精神発達の観察および指導なども行います。
	児童自立支援施設	不良行為を行ったり、またそのおそれのある児童や、家庭その他環境上の理由により生活指導が必要な児童を通所または入所させる施設です。生活指導や相談援助等を行い、児童の自立を支援します。
	母子生活支援施設	配偶者のいない女性、またはこれに準ずる女性とその子ども(20歳未満)を入所させ、保護する施設です。経済的、社会的自立に向けて相談援助などの支援を行います。
	保育所	就学前の子どもをもつ保護者が、仕事や病気等により子どもを保育することができない場合、保護者に代わって子どもを保育する施設です。
	児童館	遊びや様々な活動を通して、児童の健全育成を図る施設です。
	学童保育	保護者が就労等により昼間いない家庭の子どもたちを放課後や長期休暇中に預かり、保育する施設です。遊びなどの活動のほか学習面での援助も行います。
	障害児施設	障害をもつ児童が通所・入所する施設で知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設および重症心身障害児施設を言います。適切な指導・援助により健やかな成長を促します。